

地域計画変更に係る協議の場の開催について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

大崎市では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画変更の申出のあった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記の内容について意見を募集いたします。

1. 対象地域

鹿島台地域

2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地および内容は下記のとおりです。

No	地名	地番	地目	面積(m ²)	変更内容	変更理由
1	鹿島台広長字蒜沢下	20	田	529	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
2	鹿島台広長字蒜沢上	40-1	畠	566	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
3	鹿島台広長字蒜沢上	42-1	畠	322	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
4	鹿島台大迫字五十番屋敷	10-1	田	1020	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
5	鹿島台大迫字三平	5	田	882	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
6	鹿島台大迫字三平	10-1	田	685	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
7	鹿島台大迫字色田	44	畠	238	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
8	鹿島台大迫字色田	46-1	田	247	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
9	鹿島台大迫字二反平	12-2	畠	2913	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
10	鹿島台広長字内ノ浦	791-3	畠	204	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
11	鹿島台大迫字地蔵前	2-1	原野	685	区域への編入	農地としての利用に供するため
12	鹿島台大迫字向山	8-2	溜池	238	区域への編入	農地としての利用に供するため
13	鹿島台大迫字向田	6-2	山林	247	区域への編入	農地としての利用に供するため
14	鹿島台大迫字柘ノ木沢	27	原野	2913	区域への編入	農地としての利用に供するため
15	鹿島台大迫字柘ノ木沢	36-3	原野	204	区域への編入	農地としての利用に供するため

|| 3. 意見募集期間

令和8年1月23日（金）～令和8年1月29日（木）

|| 4. 意見の提出方法

大崎市ウェブサイト「地域計画について」から「意見書（協議の場）（様式）」をダウンロードし下記問い合わせ先に提出してください。

（URL：<https://www.city.osaki.miagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu/norinshinkoka/5/1/19082.html> ）

|| お問い合わせ先

大崎市産業経済部農政企画課（大崎市古川七日町1-1 市役所本庁舎3階） TEL：0229-23-7090 FAX：0229-23-7578 Mail：nousei@city.osaki.miagi.jp